

「MagicFinder」ASPサービス契約約款

実施 2017年12月27日

NTTテクノクロス株式会社

第1章 総則

第1条 約款の適用

- 1 当社は、「MagicFinder」ASP サービス契約約款を定め、これにより「MagicFinder」ASP サービスを提供します。ただし、当社が本約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。
- 2 本約款は、当社、第3条（用語の定義）に規定する契約者および申込者に適用されます。

第2条 約款の変更

当社は、契約者および申込者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合、当社は、本契約の変更の旨を、効力発生日の1週間前までに当社ホームページに掲載し、又はこれと同等の方法によりお客様に対し周知するものとし、効力発生日をもって本契約が変更されるものとします。

第3条 用語の定義

- ・契約者：当社と本約款に基づき、「MagicFinder」ASP サービス契約を締結した法人。
- ・申込者：当社と本約款に基づき、「MagicFinder」ASP サービス契約を申込んだ法人。
- ・利用者：MagicFinder ソフトウェア使用許諾契約書に基づき当社と契約を締結し、MagicFinder ソフトウェアを携帯端末にインストールして、携帯端末を用いて契約者が透かし ID を埋め込んだ動画または静止画から電話番号、URL、電子メールアドレス、位置情報等の情報を取得する者。
- ・透かし情報変換サーバ設備：「MagicFinder」ASP サービスを提供するために当社が運用する設備。透かし情報変換サーバ機器、インターネットに接続するネットワーク機器とそのネットワーク、ソフトウェアからなる。
- ・透かし情報変換サーバ：外部の携帯端末から受信した透かし ID を、その透かし ID に対応する情報、具体的には電話番号、URL、電子メールアドレス、位置情報、等に変換して送信元の携帯端末に返信するサーバ。
- ・MagicFinder ソフトウェア：透かし ID が埋め込まれた動画または静止画から透かし ID を読み取り、透かし情報変換サーバを用いて透かし ID に対応した情報を入手し利用する機能を有する、端末にインストールされるソフトウェア。
- ・MagicFinder ソフトウェア使用許諾契約書：利用者に対して MagicFinder ソフトウェアの使用を許諾するために当社がその利用者と合意する契約書。

第2章 「MagicFinder」ASP サービス

第4条 「MagicFinder」ASP サービスの内容

- 1 「MagicFinder」ASP サービスは、当社がインターネット上で運用する透かし情報変換サーバ設備を用いて契約者に対しサービスを提供します。本契約により、契約者には、透かし情報変換サーバ設備を用いて利用者に透かし ID を対応する情報に変換する ASP サービスを提供する権利が提供されます。
- 2 契約者は、透かし ID が埋め込まれた動画または静止画のファイルの作成を当社に依頼することができます。依頼の際には契約者は、「透かし ID」、「透かし ID に対応する情報」、および「埋め込む対象の動画または静止画のファイル」を当社に送付していただきます。当社は「埋め込む対象の動画または静止画のファイル」に「透かし ID」を埋め込む加工作業を行い、「透かし ID に対応する情報」を透かし情報変換サーバに登録します。

また、契約者は、透かし ID が埋め込まれた透明シートの作成を当社に依頼することができます。なお、当社のこれらの作業には当社が規定する料金が別途発生します。ただし、「埋め込む対象の動画または静止画のファイル」の内容は当社の定める基準（第 19 条 1 項の(7), (8)に抵触しないこと、等）に基づき当社が審査し、審査に不合格となった場合は透かし ID が埋め込まれた動画または静止画のファイルの作成をお断りします。また、契約者が透かし ID が埋め込まれた透明シートの作成を当社に依頼する場合は、それを貼る静止画を事前に当社に送付していただくことが必要であり、その内容について当社は当社の定める基準（第 19 条 1 項の(7), (8)に抵触しないこと、等）に基づき審査し、審査に不合格となった場合は透かし ID が埋め込まれた透明シートの作成をお断りします。

また、「透かし ID に対応する情報」によって参照されるサービスの内容は当社の定める基準（第 19 条 1 項の(9)に抵触しないこと、等）に基づき当社が審査し、審査に不合格となった場合は「透かし ID に対応する情報」を透かし情報変換サーバに登録することをお断りします。また、審査に合格となって「透かし ID に対応する情報」が透かし情報変換サーバに登録された場合であっても、その後に「透かし ID に対応する情報」によって参照されるサービスの内容が変更され当社の定める基準（第 19 条 1 項の(9)に抵触しないこと、等）に反することが判明した場合には、当該「透かし ID に対応する情報」を透かし情報変換サーバから当社により削除できることとします。契約者への当該削除の通知を事前に行います。ただし、緊急を要すると当社が判断した場合は、当該事前の通知を行わない場合があります。

- 3 契約者は、当社の運用する透かし情報変換サーバ設備を用いて、透かし ID が埋め込まれた動画または静止画のファイルの作成を行い、かつ「透かし ID に対応する情報」を透かし情報変換サーバに登録することができます。透かし ID が埋め込まれた動画または静止画のファイルの作成の際には契約者は、「埋め込む対象の動画または静止画のファイル」を通信回線を通じて当社がインターネット上で運用する透かし情報変換サーバ設備に送信し、透かし ID が埋め込まれた動画または静止画のファイルを通信回線を通じて受信します。

ただし、契約者は「埋め込む対象の動画または静止画のファイル」の内容が第 19 条 1 項の(7), (8)に抵触しないことを事前に確認していただくことが必要です。また、契約者は「透かし ID に対応する情報」によって参照されるサービスの内容は第 19 条 1 項の(9)に抵触しないことを事前に確認していただくことが必要です。契約者により「透かし ID に対応する情報」が透かし情報変換サーバに登録された後に、その透かし ID が埋め込まれた動画または静止画の内容が当社の定める基準（第 19 条 1 項の(7), (8)に抵触しないこと、等）に反することが判明した場合、もしくは「透かし ID に対応する情報」によって参照されるサービスの内容が当社の定める基準（第 19 条 1 項の(9)に抵触しないこと、等）に反することが判明し

た場合には、当該「透かし ID に対応する情報」を透かし情報変換サーバから当社により削除できることとします。契約者への当該削除の通知を事前に行いますが、緊急を要すると当社が判断した場合は、当該事前の通知を行わない場合があります。

- 4 利用者が使用する MagicFinder ソフトウェアは、当社により Google Play と App Store に置かれます。利用者は端末の機種に応じて Google Play もしくは App Store から当社の MagicFinder ソフトウェアを無料でダウンロードして使用できます。
- 5 契約者は、透かし ID が埋め込まれた動画または静止画のファイルを適切な手段で公開します。利用者が MagicFinder ソフトウェアをインストールして実行させている端末で透かし ID が埋め込まれた動画または静止画のファイルを撮影すると、MagicFinder ソフトウェアは、①透かし ID の検出、②検出された透かし ID の透かし情報変換サーバへの送信、③透かし ID に対応する情報（電話番号、URL、電子メールアドレス、位置情報等）の受信、④受信した情報の内容に基づいたサービスの実施、の一連の処理を実行します。
- 6 契約者および申込者は、本条第 2 項に規定する審査に不合格にならなかった場合であっても、第 19 条第 1 項の義務に違反していないことの証拠ではないことを承知します。

第 5 条 MagicFinder ソフトウェアの性能

- 1 動画に埋め込んだ透かし ID の検出性能は、照明、ディスプレイの表示条件、撮影条件等により変わることがあります。
- 2 透かし ID を埋め込んだ動画を表示するディスプレイはカラーであること、平面ディスプレイであることが必要です。
- 3 静止画に透かし ID を埋め込んで印刷して透かし ID の検出を行うときの検出性能は、照明、印刷条件、撮影条件等により変わることがあります。
- 4 静止画に透かし ID を埋め込みディスプレイで表示して透かし ID の検出を行うときは、ディスプレイは平面ディスプレイであることが必要です。
- 5 透かし ID が埋め込まれた透明シートを既存の静止画の上から貼って透かし ID 検出を行うときの検出性能は、照明、撮影条件等により変わることがあります。

第 3 章 契約

第 6 条 契約申込の方法

「MagicFinder」ASP サービス契約の申込みをするときは、申込者は当社所定の契約申込書を当社もしくは当社が指定する取次店あるいは代理店に提出していただきます。なお、当社所定の契約申込書は、Web の入力フォームの場合があります。

第 7 条 「MagicFinder」ASP サービス契約申込の承諾

- 1 「MagicFinder」ASP サービス契約は、申込者から「MagicFinder」ASP サービス契約の申込みがあり、当社が当該申込みを承諾し、承諾した旨の通知を申込者が受領することによって成立します。ただし、当社が上記の承諾した旨の通知を申込者に郵送もしくはファクシミリにて送る場合には、当社が上記の承諾した旨の通知を申込者に投函もしくは送信したことをもって成立します。
- 2 当社は、次の場合には、「MagicFinder」ASP サービス契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を延期す

ることがあります。

- (1) 「MagicFinder」ASP サービス契約の申込みの内容について当社が審査し、審査に不合格となったとき。ただし審査結果に関わらず、審査内容と審査結果の理由はお伝えいたしません。
- (2) 予期せぬ事情により、新規に「MagicFinder」ASP サービスを提供することが技術上著しく困難になったとき。
- (3) 「MagicFinder」ASP サービス契約の申込者が過去において「MagicFinder」ASP サービスの料金の支払いを現に怠り、又は今後怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 なお、当社が「MagicFinder」ASP サービス契約に基づき、申込者に対して行う通知は、すべて申込書に記載された申込者の住所地に郵送される、若しくは申込書に記載された申込者の電子メールアドレスに電子メールにより送付されます。

第8条 サービス提供開始通知書等の送付

当社は、「MagicFinder」ASP サービス契約の申込みを承諾した場合は、申込者に対し、提供開始日を記載した「MagicFinder」ASP サービス提供開始通知書を送付します。

第9条 契約者ならびに申込者の義務

契約者ならびに申込者は、本約款及び「MagicFinder」ASP サービス契約上の一切の義務を遵守するものとします。

第10条 契約の種別

「MagicFinder」ASP サービスの申し込みは、法人からのみ受け付け、個人からは受け付けておりません。

第11条 契約の単位

1つの「MagicFinder」ASP サービス契約に対し、1つの「MagicFinder」ASP サービス利用ライセンスが契約者に発行されます。

第12条 契約期間

- 1 「MagicFinder」ASP サービス契約は、当社が契約者に対して「MagicFinder」ASP サービスの提供を開始した日から6か月間としますが、開始日が月初日以外の場合は開始日の翌月から6ヶ月間とします。
- 2 前記第1項の契約期間のことを「最初の契約期間」と呼びます。

第13条 契約の自動延長

- 1 「最初の契約期間」満了後の「MagicFinder」ASP サービス契約は、当該契約の満了日の2か月前までに契約者又は当社から解約の申し出が無い限り、6か月を単位に自動更新されます。
- 2 前記第1項の契約期間のことを「延長契約期間」と呼びます。

第14条 契約に基づく権利の譲渡の禁止

契約者は「MagicFinder」ASP サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができません。

第 15 条 地位の承継

法人の合併により契約者または申込者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人は、書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第 16 条 氏名、請求書送付先住所等の変更

- 1 契約者または申込者は、その氏名、法人／公共機関名、部課名、電話番号、FAX 番号、電子メール、及び住所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前記第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 契約者または申込者の住所等が変更された場合は、当社の契約者または申込者に対する通知は、変更された住所に対して送付されるものとします。前記第 1 項の届出なく住所が変更された場合は、当社は旧住所に通知を行ったことに基づき、契約者または申込者に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第 17 条 解約申込

- 1 契約者は、①「MagicFinder」ASP サービス契約の契約期間満了日をもって、若しくは②「MagicFinder」ASP サービス契約の契約期間満了日以前の月末をもって、「MagicFinder」ASP サービス契約を解約することができます。解約をするときは、契約期間満了日の 1 か月前までに、当社所定の書面を当社に提出していただく必要があります。
- 2 契約者から第 1 項による解約申し込みがあった場合、「MagicFinder」ASP サービス契約の契約期間満了日、もしくは、契約期間満了日以前の解約希望月末で、「MagicFinder」ASP サービス契約は解約されるものとします。
- 3 当社は、「MagicFinder」ASP サービス契約が解約された時点で、透かし情報変換サーバに登録された契約者の情報を消去できるものとします。
- 4 契約者は、「MagicFinder」ASP サービス契約が解約後も、「MagicFinder」ASP サービスにおいて、当社から提供されたいかなる情報も、当社の事前の承諾なく第三者に提供することはできません。

第 18 条 利用時間

- 1 「MagicFinder」ASP サービスを利用できる時間は、「常時」、とします。ただし、第 31 条（定期保守）および第 33 条（「MagicFinder」ASP サービス提供の中止）に定める場合を除きます。
- 2 「MagicFinder」ASP サービスに、月毎の利用時間の制限はありません。

第 19 条 利用に係る契約者または申込者の義務

- 1 契約者または申込者は、次の各号に定める行為を行わないものとします。また、契約者または申込者が次の行為を行った結果として契約者または申込者自身もしくは第三者に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 当社が「MagicFinder」ASP サービス提供のために運用する「MagicFinder」ASP サービス設備に不法に侵入、あるいは、侵入を試みること。
 - (2) 当社が「MagicFinder」ASP サービスを円滑に提供することを妨げる行為。
 - (3) 当社の「MagicFinder」ASP サービスの信用を毀損する行為。

- (4) 他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為。
 - (5) 公序良俗又はその他の法令に違反し、又は違反する恐れのある態様での「MagicFinder」ASP サービスの利用。
 - (6) 「MagicFinder」ASP サービスを受けるため、当社から提供された各種の情報を、当社の同意なく第三者に提供する行為。ただし、当社がすでに公開している情報は含みません。
 - (7) 公序良俗に反する動画または静止画を、透かし ID の埋め込み対象とする行為。
 - (8) 他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある動画または静止画を透かし ID の埋め込み対象とする行為。
 - (9) 公序良俗又はその他の法令に違反し、又は違反する恐れのある情報（文章、静止画、動画、音声、等）、有害なプログラム（コンピューターウイルス、スパイウェア等）、を含むウェブサイトへの誘導に「MagicFinder」ASP サービスを利用する行為。
 - (10) その他、当社が不適切と判断する行為。
- 2 契約者または申込者が、本条の規定に違反して当社に損害を与えたときは、当社が指定する期日までに、その損害を賠償していただきます。賠償には修繕その他の工事等に必要な費用を含むものとします。

第 20 条 当社が行う利用の停止

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、その「MagicFinder」ASP サービスの利用を即時に停止することができるものとします。
- (1) 契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過し督促後もなお支払わないとき。
 - (2) 契約者が、第 19 条（利用に係る契約者または申込者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 本項前 2 号のほか、本約款の規定に反する行為であって、「MagicFinder」ASP サービスに関する当社の業務の遂行、又は当社の透かし情報変換サーバ設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

第 21 条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、「MagicFinder」ASP サービス契約を何らの通知、催告を要せず即時に解除することができるものとします。また、当社が被った損害を契約者に請求できるものとします。なお、本条により「MagicFinder」ASP サービス契約を解除したことにより契約者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。
- (1) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払い停止状態になったとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
 - (4) 解散又は営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき。
 - (5) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (6) 第 20 条のいずれかに該当し、「MagicFinder」ASP サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

- 2 当社は、前記第 1 項の規定により「MagicFinder」ASP サービス契約が解約された時点で、透かし情報変換

テーブルに登録された情報を消去できるものとします。

第4章 料金等

第22条 料金の支払義務

契約者は、本約款に基づき、料金等の支払い義務を負います。なお、利用期間内に生じる契約者の一切の債務は、「MagicFinder」ASP サービス契約を解除した後においても、債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第23条 料金

- 1 料金には、「MagicFinder」ASP サービス契約時にお支払いいただく「初期料金」、1か月を単位としてお支払いいただく「月額利用料金」、「日割り加算額」、当社の作業による動画または静止画への「電子透かし埋め込み料金」があります。料金は別途提示の見積書に示します。
- 2 「最初の契約期間」の日数が6か月を超える日数になる場合（すなわち「MagicFinder」ASP サービス契約日が月途中の場合）があります。その場合最初の月については「月額利用料金」を日割り計算し、その額の1,000円未満の端数を切り捨てた額をお支払いいただきます。この額を「日割り加算額」といいます。
- 3 「最初の契約期間」については「初期料金」をお支払いいただきます。第13条に基づいて「MagicFinder」ASP サービス契約を自動延長した場合の「延長契約期間」については「初期料金」はいただきません。

第24条 解約・解除に伴う料金の返金

契約者は、最初の契約期間、延長契約期間に係らず、解約又は解除となった場合には、既に当社に支払った料金について返還を求めることはできないものとします。

第25条 料金等の請求と支払い

- 1 「最初の契約期間」については、「初期料金」と6か月分の「月額利用料金」および第23条第2項に記載の「日割り加算額」を合わせて申込者に請求いたします。申込者は「最初の契約期間」開始日の前日（当社営業日でない場合は前営業日）までにお支払いいただきます。
- 2 「延長契約期間」については、各月分の「月額利用料金」を当該月の前々月の末日までに請求します。当該月の前月末日（当社営業日でない場合は前営業日）までにお支払いいただきます。
- 3 お支払は請求書に記載する当社指定口座にお振り込みいただきます。振込み手数料はお客様の負担となります。
- 4 当社による動画または静止画への透かしIDの埋め込みの料金は、埋め込みが完了した月の翌月に請求されます。契約者は、当社の請求書発行月の翌月末までに、請求書に記載する当社指定口座に振込みを行い支払いを済ませることとします。振込み手数料はお客様の負担となります。

第26条 支払い先の指定

当社は契約者に対し、当社が指定した代理店を料金支払い先として指定することがあります。この場合は、契約者は指定の代理店が指定する方法で支払いをすることとします。

第27条 消費税等

料金には消費税等を含んでおりません。料金請求時には消費税等を加えた額を請求いたします。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。

第5章 割増金及び延滞利息

第28条 割増金

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第29条 延滞利息

契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第6章 運用保守

第30条 当社の透かし情報変換サーバ設備運用義務

当社は、透かし情報変換サーバ設備に障害を生じたことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修復・復旧するように努力します。

第31条 定期保守

当社は「MagicFinder」ASP サービスの提供の継続に資するため、透かし情報変換サーバ設備の定期保守を実施します。定期保守の実施頻度は約1ヶ月に1回で、各月第二水曜日（当社休業日の場合は翌営業日）の午前9時から午後7時の間に行います。ただし、定期保守の実施の有無、日付および時間は変更される場合があります。定期保守の実施概要は、定期保守実施日の10日前までに、インターネット上の当社所定のウェブページ内に掲示するか、または当社に登録されている電子メールアドレスを利用して契約者に通知されます。ただし、当該通知が到着しない場合であってもその事由により定期保守の実施を中止することはありません。定期保守実施の間は、「MagicFinder」ASP サービスの提供を中断することがあります。当該中断の予定時刻および予定時間は、上記掲載又は通知される実施概要に含まれます。また、当該中断は損害賠償の対象外です。

第32条 免責事項

- 1 契約者の操作端末から透かし情報変換サーバ設備までのIPパケット伝送特性あるいはIPパケット伝送品質によっては「MagicFinder」ASP サービスを利用できない、あるいは、データ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。
- 2 透かし情報変換サーバ設備が、天災、戦争、その他の非常事態や当社が予測し得ない理由により適応能力を超えて混雑したために、「MagicFinder」ASP サービスを利用できない、あるいは、データ伝送の伝送特性が劣化することについて、当社は一切責任を負いません。
- 3 当社は、利用者が「MagicFinder」ASP サービスで行う通信の内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行いません。

- 4 当社は、「MagicFinder」ASP サービスとの関連の有無に関わらず、利用者の何らかの行為により契約者または申込者が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。
- 5 当社は、契約者が「MagicFinder」ASP サービスを利用して利用者に提供したサービスおよびその結果誘導された「MagicFinder」ASP サービス外のサービスにより利用者が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。
- 6 本条の第1項乃至第5項の規定は、当社に故意又は重大な過失が存する場合には適用しないものとします。
- 7 契約者または申込者が、第19条に規定する義務に違反したことに起因して、当社と第三者との間で紛争が生じた場合、契約者または申込者は一切の責任と費用とを自己の負担として、当該紛争を解決するものとします。また、かかる紛争に起因して当社が損害（対応するための相当な弁護士費用を含みます）を被った場合、お客様は当該損害を賠償するものとします。

第33条 「MagicFinder」ASP サービス提供の中止

- 1 当社は、次の場合には、その「MagicFinder」ASP サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の透かし情報変換サーバ設備及び「MagicFinder」ASP サービスに使用するネットワークの保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 天災、戦争、その他の非常事態により「MagicFinder」ASP サービスの提供が困難となったとき。
 - (3) 公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に扱うため、「MagicFinder」ASP サービスの提供が困難となったとき。
- 2 当社は、前記第1項の規定により「MagicFinder」ASP サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、「MagicFinder」ASP サービスの中止に基づき、契約者または申込者が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第34条 責任の制限

- 1 当社は、第33条（「MagicFinder」ASP サービス提供の中止）に定める場合を除いて、「MagicFinder」ASP サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により提供をしなかったときは、その「MagicFinder」ASP サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻（ただし、サポート窓口営業時間内（土曜、日曜、国民の祝日、その他当社の指定する日を除く平日9:00-17:00、以下「障害発生時刻」といいます）から起算して、120時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、障害発生時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する日割り計算したその「MagicFinder」ASP サービスに係る料金を損害とみなし、その額を上限に賠償します。
- 3 当社は、前項に定める金額以上の損害が契約者、申込者または利用者等に発生した場合でも、前項に定める金額を越えて責任を負いません。
- 4 前3項の場合を除き、「MagicFinder」ASP サービスの提供において、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合は、現実生じた直接かつ通常生ずべき損害に限り、当該損害の発生した月の月額利用料金を上限として、賠償するものとします。

第 35 条 利用者に対する説明

契約者は、利用者から「MagicFinder」ASP サービスを利用することができなくなった旨の連絡があったときは、当社に試験の請求をすることができます。当社による試験の結果とその結果に基づく当社の対応の内容についての該当する利用者への説明は契約者または申込者が行うものとします。

第 7 章 反社会的勢力の排除

第 36 条 反社会的勢力の排除にともなう契約者または申込者の義務

1 契約者または申込者が企業である場合は、契約者または申込者は次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

(1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に契約を解除することができるものとします。また当社は、申込者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知なく即時に当該申込をお断りすることができるものとします。

(1) 第 1 項に違反したとき。

(2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

① 当社に対する暴力的な要求行為

② 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 当社に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 当社は、第 2 項の規定により契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第 8 章 雑則

第 37 条 契約者または申込者への通知

- 1 当社は、次の事由が生じたときはその旨を当社に登録されている電子メールアドレスを利用して契約者または申込者に通知します。
 - (1) 本約款の変更
 - (2) 利用料金の変更
 - (3) 利用時間の変更
 - (4) 「MagicFinder」ASP サービスの利用中止
 - (5) その他当社が必要と認めた事項
- 2 契約者または申込者は、当社に登録されているメールアドレスに変更があった場合は、遅滞なく当社まで連絡するものとします。

第 38 条 準拠法

「MagicFinder」ASP サービス契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 39 条 紛争の解決

- 1 「MagicFinder」ASP サービス契約について契約者（申込者）と当社の間で問題が生じたときは、契約者または申込者と当社で誠意を持って協議し解決するものとします。
- 2 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として解決するものとします。

以上